

令和4年度津市プレミアム付デジタル商品券発行事業実施要綱

令和4年7月8日訓第73号

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を講じながら停滞している消費を喚起し、長引く新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けた本市の区域内に存する事業者の支援、地域経済の活性化及びデジタル化の推進を図るため、プレミアム付デジタル商品券（以下「デジタル商品券」という。）の発行、販売等を行う事業（以下「デジタル商品券発行事業」という。）を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。
- (2) 特定取引 デジタル商品券が対価の弁済手段として使用される物品の購入若しくは借受け又は役務の提供をいう。
- (3) 受託事業者 市から委託を受け、デジタル商品券の販売、換金手続等を実施する事業者をいう。
- (4) 特定事業者 特定取引を行い、デジタル商品券の換金を受けることができる事業者として登録された者をいう。
- (5) ユーザー登録 デジタル商品券を購入し、及び使用するため、別に定める方法により必要な情報を入力し、利用者アカウントを取得することをいう。

(デジタル商品券の発行総額等)

第3条 デジタル商品券の発行総額は、20億4千万円とする。

2 デジタル商品券の発行総額のうち、販売総額は、17億円とし、その20パーセントを上乗せ方式のプレミアム分とする。

(デジタル商品券の額面等)

第4条 デジタル商品券の額面は、6,000円及び12,000円とする。

2 受託事業者は、額面が6,000円のデジタル商品券にあつては5,000円で、額面が12,000円のデジタル商品券にあつては10,000円で販売するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、第1項に規定する額面及び前項に規定する販売額以外の額面及び販売額で販売することができる。

(デジタル商品券の使用範囲等)

第5条 デジタル商品券は、特定事業者との間における特定取引においてのみ使用することができる。

2 デジタル商品券の使用期間は、令和4年7月21日から同年10月11日までとする。

3 デジタル商品券は、転売及び譲渡を行うことができない。

4 デジタル商品券は、購入した本人に限り使用することができる。

5 デジタル商品券は、次に掲げる物品の購入及び役務の提供を受けるために使用することはできない。

(1) 不動産又は金融商品

(2) たばこ

(3) 有価証券、前払式証票その他の換金性の高いもの

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務

(5) 国税、地方税、使用料その他の公租公課

(6) モーターボート競走法（昭和26年法律第242号）第10条第1項及び第2項の舟券

(7) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類、仕入商品等

(8) 保険診療の対象となる医療費、処方箋により処方された薬代及び介護保険の対象となるサービス費用

(9) その他市長が不相当と認めるもの

(デジタル商品券の購入限度額)

第6条 デジタル商品券の購入限度額は、1人当たり10,000円とする。

ただし、別に定める期日において既に発行したデジタル商品券の額面の総額が、第3条第1項の発行総額に満たない場合は、この限りでない。

(ユーザー登録)

第7条 デジタル商品券を購入しようとする者（以下「購入希望者」という。）は、あらかじめユーザー登録を行わなければならない。

2 前項の規定によるユーザー登録の期間は、令和4年7月12日から同年9月9日（同日前に発行したデジタル商品券の額面の総額が第3条第1項の発行総額に達した場合は、当該発行総額に達した日）までとする。

（デジタル商品券の購入等）

第8条 前条の規定によるユーザー登録を行った購入希望者は、別に定める方法によりデジタル商品券を購入することができる。

2 デジタル商品券の販売期間は、令和4年7月19日から同年9月9日（同日前に発行したデジタル商品券の額面の総額が第3条第1項の発行総額に達した場合は、当該発行総額に達した日）までとする。

（特定事業者の登録等）

第9条 受託事業者は、別に定めるところにより特定事業者を登録し、当該特定事業者別に定める特定事業者であることを証するものを交付するものとする。

（デジタル商品券の換金手続）

第10条 受託事業者は、特定取引が行われたことを確認したときは、特定事業者に対し、使用されたデジタル商品券の券面金額に相当する金銭を支払うものとする。

2 換金の方法は、特定事業者の指定する預金口座へ振り込む方法によるものとする。

（デジタル商品券に関する周知等）

第11条 市長及び受託事業者は、デジタル商品券発行事業の実施に当たり、ユーザー登録、購入の方法等の事業の概要について、広報その他の方法により住民への周知を行うものとする。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、令和4年7月8日から施行する。